

I 検討会の発足経緯と役割

議会運営等改革検討会は、議会のあり方検討委員会（委員長 亀井雄二・副委員長 平原嘉徳、平成25年3月18日設置・同年12月13日廃止）による第二次答申書の附帯意見に基づき、議会会議規則の改正（同年12月13日議決）によりこれまでの委員構成等を見直し、平成25年12月17日に発足した。

議会基本条例第15条の「議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会運営等改革検討会を設置する。」との規定に基づき、議会運営等改革検討会は、議員自らが議会改革に取り組むために設置する組織である。

このため、その役割は、議会改革の継続的な検討であり、当面は、議長（議会）から諮問を受けた次の検討事項について協議を行う。

- (1) 議会の各種会議の位置付け
- (2) 議会のあり方検討委員会の第二次答申
- (3) 議会のあり方検討委員会から引き継がれた5つの検討区分「市長等との関係」、「議会機能の充実」、「議会機能の向上」、「その他」とその検討項目

II 検討会の運営方法等

1 検討会の基本事項

- (1) 位置付け
協議又は調整を行うための場（自治法100条12項・会議規則166条）
- (2) 委員
会派及び準会派から選出された者 14名
・会派からの選出数（議会運営委員会の選出数と同じ） 10名
・準会派からの選出数（各1名） 4名
- (3) 会長等
会長 江頭弘美 / 副会長 野中宣明
- (4) 所管事項
議会改革に関すること（議会基本条例15条で設置を規定）
- (5) 会議運営
委員間で自由活発な議論を展開し、検討会としての意見集約を図る。
※会議が円滑に進むよう、各委員は自会派内調整（所属議員の意見収集・情報提供及び理解醸成等）を行い、検討会にのぞむよう努める。
- (6) 会議傍聴
原則として傍聴可（議会基本条例を準用）とする。

2 検討会での当面の検討事項及び運営方法等

- (1) 検討項目
改選前（～H25.9）の『議会のあり方検討委員会』が議会基本条例の現状評価等を踏まえ抽出した項目（協議済み項目を含む）、及び協議の過程で検討

することを新たに決定した項目とする。

(2) 検討順序

① 各種会議の位置付け 順 1

議会内にある種々の会議の組織・所管事項・運営方法等については、これまで横断的視点での検討はなされておらず、所管事項・権限の重複等の問題が発生している。合議体である議会にとって各種会議の位置付けは、組織運営の根幹であり、本検討会への議長（議会）からの諮問にあたって「最優先に検討してほしい」旨の意見が添えられていることから、まず最初にこの項目を協議・検討する。

② 議会のあり方検討委員会の協議済み項目（議会HPを除く） 順 2

すでに一定の協議が整い答申がなされた項目であるが、項目ごとに議会としてどう取り扱うか等についての決定はされていない。（順1）での協議結果を踏まえ、項目ごとに今一度精査を行い、適切な場（会議）への振り分け等を協議・検討する。

③ 議会のあり方検討委員会の未協議項目（新規追加項目を含む） 順 3

(3) 検討方法

項目毎又は類似項目グループ毎に委員間で自由討議を行い、その討議結果の一覧表（事務局作成）をもとに、次回会議で検討会としての意見を集約する。この方法を毎回繰り返すことを基本とする。

(4) 検討終期

平成27年9月（議会内人事改選月の前月）

※検討事項を極力早く具体化に移していくため。

(5) 開催頻度

月1回（毎月第2金曜日／13：30～）を基本に検討会を開催する。

※検討計画表により進捗管理を行い、必要に応じ検討会の開催頻度を調整する。

(6) 検討結果

議長（議会）へ必要に応じ答申する。

（具体的な方法等を明らかにしている項目はその都度答申）

※あくまでも検討会（内部機関）としての検討結果であり、それを議会意思とするか、具体的にどういう方法で実施するか等については、当面、議会運営委員会等での協議を受け、議長が判断する。ただし、当検討会の意思は十分に尊重する旨が代表者会議で決定されている。

(7) 検討計画表

正副会長が提示する計画表（P13）に沿って検討を進める。

(8) 会議情報

基本情報（検討会の位置付け、検討項目・方法・スケジュール等）は必要に応じ、詳細情報（検討状況、検討結果等）は答申するごとに、それぞれ「議会ホームページ、議会だより等」を活用し、市民に対し情報発信する。

(9) その他

委員間の議論に支障のない範囲で、事務局職員の発言・意見を認める。

※議会内のいろいろな分野の検討を行う検討会の性質上、少しでも多くの視点・意見を得る必要があるため。

< 検討計画表 >

日 程 第 2 金曜日・13:30～		協議（検討）内容		
		概 要	詳 細	
25 年度	1 回	12 月 17 日	検討会の基本事項	検討会の設置の目的及び経緯等、会議の位置付け、会議の委員、所管事項、会議傍聴ほか
	2 回	1 月 28 日	検討会の運営方法等	検討項目、検討順序、検討方法、検討終期、開催頻度、検討結果、検討計画表、会議情報ほか
	3 回	2 月 14 日	議会機能の充実	各種会議の位置付け
	4 回	3 月 14 日	↓	↓
26 年度	5 回	4 月 11 日	市民との関係	議会のあり方検討委員会で協議済みの項目
	6 回	5 月 9 日	市長等との関係	本会議の運営、議案質疑、一般質問、反問権、定例会の会期
	7 回	6 月 13 日	↓	委員会の運営、合同審査会、議員間の自由討議
	8 回	7 月 11 日	↓	執行部の監視・評価、事務事業評価、個別外部監査制度の活用
	9 回	8 月 8 日	↓	政策立案・提言、議員提案条例、政策調整会議、政策立案研究会
	10 回	9 月 12 日	↓	委員会の数・構成人数、議長・委員の任期
	11 回	10 月 10 日	議会機能の充実	行政視察、議員研修、公務活動、費用弁償
	12 回	11 月 14 日	↓	協議調整の場、議会独自の勉強会
	13 回	12 月 12 日	↓	調査会・附属機関、専門的知見の活用
	14 回	1 月 9 日	↓	議会事務局の役割と体制強化、議会図書室
	15 回	2 月 13 日	議会機能の向上	会派制、政務活動費、災害対応
	16 回	3 月 13 日	↓	議会の情報共有化、ICT化、文書のペーパーレス化
27 年度	17 回	4 月 10 日	そ の 他	議会基本条例の評価・見直し
	18 回	5 月 8 日	↓	議員の倫理、議員の身分、議員活動（非公務）、政治倫理条例
	19 回	6 月 12 日	↓	議員報酬、議員定数
	20 回	7 月 10 日	↓	↓
	21 回	8 月 14 日	検討のまとめ	答申（案）の協議
	22 回	9 月 11 日	↓	答申の決定

III 検討会の開催実績

回数	開催日	開催時間	協議事項
1回	12月17日	10:54 ～11:34	1 会議の設置の目的・経緯（確認） 2 議会のあり方検討委員会の答申等（確認） 3 会議の運営方法等
2回	1月28日	10:05 ～10:47	1 会議の運営方法等 2 各種会議の位置付けについての検討課題
3回	2月14日	13:37 ～15:18	1 各種会議の位置付け (1) 議会運営委員会の位置付けの明確化 (2) 協議又は調整を行うための場の位置付けの明確化 (3) 代表者会議の位置付けの明確化 (4) 議会運営委員会、協議又は調整を行うための場、代表者会議の関係 (5) 法定外会議の位置付けの明確化 (6) 各種会議の決定事項の取扱い (7) 既存法定会議の活動範囲の拡大 (8) 法定外会議の法定会議への移行の必要性 (9) その他
4回	3月17日	15:06 ～17:08	1 各種会議の位置付け
5回	4月11日	13:32 ～16:01	1 各種会議の位置付け
6回	5月9日	15:37 ～17:12	1 各種会議の位置付け 2 議会のあり方検討委員会で協議済みの項目 3 検討計画表の見直し 4 視察研修
7回	6月18日	14:19 ～14:53	1 議会の情報共有化、議会のICT化、議会文書のペーパーレス化 2 中間答申（第一次答申）の必要性
8回	7月24日	13:36 ～16:09	1 第一次答申（案） 2 検討計画表に沿った検討 (1) 本会議の運営 (2) 議案質疑 (3) 一般質問 (4) 反問権 (5) 定例会の会期 3 視察報告書（苫小牧市・登別市）の取り扱い
9回	8月21日	13:35 ～16:39	1 第一次答申（案） 2 検討計画表に沿った検討 (1) 議案質疑（継続） (2) 委員会の運営 (3) 合同審査会 (4) 議員間の自由討議

IV 検討会の協議概要

1 第1回検討会（12月17日）

会議設置の目的や経緯、議会のあり方検討委員会の答申等について確認し、次に、会議の運営方法等について、議会のあり方検討委員会の運営方法等を参考に協議を行った。

2 第2回会議（1月28日）

前回の協議結果に基づき、会議の運営方法等（P11のⅡ「検討会の運営方法等」のとおり）を決定した。

次に、各種会議の位置付けの協議に向けて、本市議会内の各種会議の現状や会議の設置根拠、他市議会の状況、法定外会議の問題点等（P19 会議資料1 参照）を確認し、各種会議の位置付けについての検討課題を次のとおり決定した。

《各種会議の位置付けについての検討課題》

- ① 議会運営委員会の位置付けの明確化
- ② 協議又は調整を行うための場の位置付けの明確化
- ③ 代表者会議の位置付けの明確化
- ④ 議会運営委員会、協議又は調整を行うための場、代表者会議の関係
- ⑤ 法定外会議の位置付けの明確化
- ⑥ 各種会議の決定事項の取扱い
- ⑦ 既存法定会議の活動範囲の拡大
- ⑧ 法定外会議の法定会議への移行の必要性
- ⑨ その他

3 第3回会議（2月14日）

「各種会議の位置付け」について協議を開始した。

まず、法制化の経緯や本市議会の申し合わせ等による各種会議の位置付けの現状と議会意思の決定プロセスにおける役割等（P21 会議資料2 参照）を確認し、設定した各種会議の位置付けについての検討課題に沿って「① 議会運営委員会の位置付けの明確化」に関し自由討議を行った。

自由討議では、現在は法定外会議である（会派）代表者会議が議会の運営に関する事項も含め多くのことを担っているが、議会の運営に関する事項は、法定のとおり議会運営委員会が所管すべきとの意見が多く出された。

4 第4回会議（3月17日）

前回に引き続き、「各種会議の位置付け」について協議を行った。

「各種会議の位置付け」を協議するに当たっては、議会運営委員会と（会派）代表者会議の位置付けをまず決定しなければ他の会議の整理が進まないことから、前回会議の意見（P24 会議資料3 参照）を踏まえ、正副会長から各種会議の位置付けについての素案（P25 会議資料4 参照）が提示され、説明が行われた。

素案では、まずその考え方が次のように示されていた。

- ・ 議会内の検討案件の最終的な決定の場を議会運営委員会と（会派）代表者会議の2つの会議とする。

- ・ 議会運営委員会は、検討の過程・決定の理由の透明性を要するもの、決定が議会運営に影響を及ぼすもの、議会基本条例に関するものを担う。
- ・ (会派) 代表者会議は、会派間の調整、情報共有を要するもの、人事等の非公開情報に関するものなどを担う。
- ・ 協議又は調整を行うための場合は、法定の経緯・趣旨を踏まえ、前述の2つの会議から依頼された案件について、より詳細な協議や議員間調整を行う。
- ・ 協議又は調整を行うための場の決定事項は、前述の2つの会議で最大限尊重されることを想定し、委任を受けた事項については、最終決定となる。
- ・ 法定外会議については、協議又は調整を行うための場と同様の位置付けとする。

そして、この考え方に基づく、議会運営委員会と(会派)代表者会議の具体的な所管事項が示され、議会の意思決定のプロセスが図示された。

この素案に関し自由討議が行われ、2つの会議に振り分けられた所管案件の適否等について意見が交わされ、これまで不明確だった各案件の窓口が明らかにされただけでその後の運営では柔軟な対応がとれることから、最終的には素案どおりで意見がまとまり、「① 議会運営委員会の位置付けの明確化」、「② 協議又は調整を行うための場の位置付けの明確化」、「③ 代表者会議の位置付けの明確化」、「④ 議会運営委員会、協議又は調整を行うための場、代表者会議の関係」の協議を終了した。

次に、「⑤ 法定外会議の位置付けの明確化」、「⑥ 各種会議の決定事項の取扱い」、「⑦ 既存法定会議の活動範囲の拡大」、「⑧ 法定外会議の法定会議への移行の必要性」などについて自由討議を行った。

法定外会議には、(会派)代表者会議、議案勉強会、委員研究会、正副委員長会議などがあり、これらの会議について、法定会議にすべきとの意見や既存の法定会議に取り込むべきなどの意見が出された。

5 第5回会議(4月11日)

第3回会議から引き続き、各種会議の位置付けについて協議を行った。

前回の会議で正副会長から提示された各種会議の位置付けについての素案が了承されたことを受け、この素案どおりに、「① 議会運営委員会の位置付け」、「② 協議又は調整を行うための場の位置付け」、「③ 代表者会議の位置付け」、「④ 議会運営委員会、協議又は調整を行うための場、代表者会議の関係」が決定したことを確認した。

次に、「⑤ 法定外会議の位置付けの明確化」などの自由討議に入るにあたり、前回会議でのこれらに関する意見(P28 会議資料5 参照)、法定外会議の種類・問題点、検討課題(P29 会議資料6 参照)などを確認した。

自由討議では、会議出席における公務災害の取扱い、会議情報の公開、会議運営の柔軟性、会議出席の拘束性、事務量などの観点からそれぞれの会議について意見が交わされ、正副委員長会議、政務活動費調整会議、議会報告会、初会合は意見がまとまったが、代表者会議、議案勉強会、委員研究会、議員研修会は意見が分かれた。

6 第6回会議（5月9日）

第3回会議から引き続き、各種会議の位置付けについて協議を行った。

前回の会議で意見がまとまった次の法定外会議の位置付けについて確認した。

- ・ 正副委員長会議、政務活動費調整会議 … 法定外会議
- ・ 議会報告会 … 法定会議
- ・ 初会合 … 既存法定会議（全員協議会）に統合

次に、「⑤ 法定外会議の位置付けの明確化」などの自由討議に入るに当たり、前回会議で意見が分かれた代表者会議、議案勉強会、委員研究会、議員研修会への意見（P32 会議資料7参照）と代表者会議を法定化している他市議会の状況（P35 会議資料8参照）を確認した。

代表者会議と議案勉強会については、自由討議で法定化の適否等についてと同時期に開催される一部事務組合等の会議との優先順位や会議情報の発信基準等についてそれぞれ意見が交わされ、最終的には意見がまとまった。

また、委員研究会と議員研修会については、それぞれ今後予定されている「委員会の運営」で協議することや協議中である議員研修の体系化の決定後に協議する方が適当であることなどから、先送りすることで意見がまとまった。

次に、議会のあり方検討委員会の第二次答申について協議し、加筆、修正等の意見はなく、そのままの内容で問題ない旨の意見がまとまった。

最後に、検討計画表の見直しについて協議し、議会のICTのあり方について早急に協議する必要があるとの意見が出され、第16回（平成27年3月13日）に予定されていた「議会の情報共有化」、「ICT化」、「文書のペーパーレス化」を次回会議で協議することで意見がまとまった。

7 第7回会議（6月18日）

前回の会議で意見がまとまった次の法定外会議の位置付けについて確認した。

- ・ 代表者会議 … 法定外会議
- ・ 議案勉強会 … 法定会議
- ・ 委員研究会 … 結論を先送り（「委員会の運営」の検討に合わせ再度協議）
- ・ 議員研修会 … 結論を先送り（「議員の研修体系」の策定を経て再度協議）

そして、議会のあり方検討委員会の第二次答申について、そのまま（加筆、修正等すべき箇所はない）とする旨を確認した。

次に、前回会議で計画を前倒しすることになった「議会の情報共有化」、「ICT化」、「文書のペーパーレス化」についての協議を行った。

まず、協議に先立ち他市議会及び本市議会のICT化の現状（P36 会議資料9及びP39 会議資料10参照）を確認した。

自由討議では、先進議会のICT化の例や平成28年度の完成を目指す議会棟建設に合わせた整備の必要性から、早急に導入に向けた会議を開始すべきとの意見が出され、ICT化に向け組織を設置すべきとの意見がまとまった。

最後に、これまでに結論に至った事項について中間答申を行うことを決定した。

(8) 第8回会議（7月24日） ※答申に関するもののみを記載

中間答申（第1次答申）について協議を行った。これまでの会議で意見がまとまった内容を文章化した答申（案）に対し、改めて生じた疑義等の確認や協議が行われ、数箇所の修正を決定した。

(9) 第9回会議（8月21日） ※答申に関するもののみを記載

中間答申（第1次答申）について確認を行った。前回の会議の結果を反映し、文章化した答申（案）に対し、最終確認が行われ、答申（案）どおり議長に答申することを決定した。